

該当ページ	該当箇所	追補箇所
歯周病患者画像活用指導料（略称誤り） ※全頁共通	・歯周病患者画像活用指導料（P画像） ・P画像1 ・P画像2	・歯周病患者画像活用指導料（P画像） ・P画像1 口画像 ・P画像2 顕画像
P16 医科歯科連携関係の変更点（4）5行目	口腔連携加算600点	口腔管理連携加算600点
P63 歯科訪問診療料 表中	※医科・歯科それぞれ厚生労働大臣が定めた施設基準を満たすこと（届出不要）	※医科・歯科それぞれ厚生労働大臣が定めた施設基準を満たすこと（歯科は届出不要）
P69 在宅歯科栄養サポートチーム等指導料 解説4表下	・居宅療養管理指導費との給付調整あり	→居宅療養管理指導費との給付調整あり
P82 摂食機能療法解説	摂食機能療法の内容が明記された。	摂食機能療法の内容が明記された。 <u>歯科医師の指示のもと</u> 歯科衛生士が、
P82 歯科口腔リハビリテーション料1 解説5	これまではティッシュコンディショニングを行い、有床義歯の新製または床裏装を予定している場合は同月でも有床義歯床下粘膜調整処置と歯リハ1（1）が併算定できたが、有床義歯の床裏装を予定している場合のみ併算定できることになった。義管も併せて算定できる。	これまではティッシュコンディショニングを行い、有床義歯の新製または床裏装を予定している場合は同月でも有床義歯床下粘膜調整処置と歯リハ1（1）が併算定できたが、有床義歯の床裏装を予定している場合のみ併算定できることになった。義管も併せて算定できるようになった。
P100 有床義歯床下粘膜調整処置 解説	有床義歯床下粘膜調整処置（T.コンデ）を行い、有床義歯の新製または床裏装を予定している場合は、	有床義歯床下粘膜調整処置（T.コンデ）を行い、有床義歯の新製または床裏装を予定している場合は、
P137 チタンブリッジ 解説4表中	内面処理加算1 +110点	内面処理加算1 +110点
P140 3次元プリント有床義歯 解説5	製作後の義歯修理や再製作などは、有床義歯の例により算定する。	製作後の義歯修理や再製作床裏装などは、有床義歯の例により算定する。
P218 歯科外来・在宅ベースアップ評価料の届出に係る概要 1の（1）および（2）	「継続的に賃上げを行っている保険医療機関」として上乗せされた点数を算定する場合は、追加で「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）の注5に関する施設基準」または「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）の注5および注6に関する施設基準」を様式98（届出様式P211）を使用して届出すると解説	「継続的に賃上げを行っている保険医療機関」として上乗せされた点数を算定する場合は、 <u>上記囲みの②に該当する場合は</u> 、追加で「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）の注5に関する施設基準」または「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）の注5および注6に関する施設基準」を様式98（届出様式P211）を使用して届出する必要がある。
P219 歯科外来・在宅ベースアップ評価料の概要 解説2行目	同日に2回以上の再診料を算定する場合、その都度算定する。	同日に2回以上の再診料を算定する場合、 <u>その都度算定する。</u>

最新の正誤表については、保団連HP(<https://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介していきますので、ご確認下さい。